



平成 25 年 2 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 御園座
代表者名 代表取締役社長 長谷川 栄胤
(コード番号：9664 名証第2部)
問合せ先 取締役総務人事部長 宮崎 敏明
(TEL：052-222-8201)

事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 14 日付「事業再生 ADR 手続の利用申請および受理ならびに名古屋証券取引所への上場維持に向けた方針に関するお知らせ」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおります。当社は、平成 25 年 2 月 14 日、事業再生 ADR 手続の取扱団体であり、法務省および経済産業省より認証・認定をうけている、事業再生実務家協会（以下、「JATP」といいます。）との連名で、全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。そして、本日、事業再生 ADR 手続の対象債権者たるお取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第 1 回債権者会議）を開催いたしました。

同会議は無事成立し、対象債権者から「一時停止の通知書」についての同意（追認）が得られ、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議（第 3 回債権者会議）の終了時まで延長することについて、ご承認いただきました。

また、事業再生計画案の協議のための債権者会議（第 2 回債権者会議）、事業再生計画案の決議のための債権者会議（第 3 回債権者会議）の開催日時および場所についても、それぞれご承認いただきました。

今後は、事業再生 ADR 手続のなかで、全お取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から JATP より調査・指導・助言をいただき、上場維持を目的として平成 26 年 3 月期中に債務超過を解消する計画を含む事業再生計画案を策定いたします。同計画案の内容につきましては、その具体的な内容が決まり次第お知らせいたします。当社は、平成 25 年 4 月 26 日開催予定の第 3 回債権者会議における、全お取引金融機関の合意による同計画案の成立を目指しております。なお、すでにお知らせしておりますとおり、事業再生 ADR 手続において債務免除、デット・エクイティ・スワップ、減資等の権利変更は予定しておりません。

今後の事業再生 ADR 手続のスケジュールは以下を予定しております。

平成 25 年 4 月 1 日 第 2 回債権者会議（事業再生計画案の協議）
平成 25 年 4 月 26 日 第 3 回債権者会議（事業再生計画案の決議）

以上